## ◎新潟県告示第53号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年1月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名称	所 在 地	指定年月日
菅谷ウイメンズクリニック	上越市新光町三丁目6番16号	平成25年12月4日
えんどう内科クリニック	燕市杣木1823- 1	平成25年8月1日
いわつか歯科	長岡市飯塚2963番地3	平成25年12月11日
あおき歯科・矯正歯科クリニック	上越市下門前654	平成25年11月1日
ながおか歯科ピア	南魚沼市美佐島1873番地1	平成25年10月1日
あさひ薬局 六日町店	南魚沼市六日町2637-1	平成25年11月 1 日